

實事譚九編

○腕の喜三郎の實説

腕の喜三郎といふものゝ事演戯あはれにも仕組み世に名高
 さがさしたる事蹟あるものにあらず初め野出の喜三郎
 といへり寛文中をさかりに經たる俠客なり人となり力
 量つよく凡そ五人力ほどの兼ねしが常に二尺五六寸ばか
 りの長脇差を帯ひ都下を歩行けり或るとき聊さかの事よ
 り喧嘩を起し合手のものを打擲せしにその黨與の者大勢
 出來り喜三郎をとり圍みて打たんとせり喜三郎事とせ
 ずますく勇を振ひ脇差を抜きえはし闘ひて遂に大勢を
 追まくりしがそのをり目からも片腕をさらけり家小歸
 一
 後骨お皮引かゝりて見ぐるしとて屋下の者に命ト銀を

二もて肩の下のほとより引きりて捨させたり看る者舌を巻きて驚かざるのなしこれより世人の腕の喜三郎と呼べり故ありて一たび江戸に住みがたく暫らく身を遠國に隠せしが後ふたゝび都下より歸り幾程もなく桑門に入り髪を剃りて片枝と号せりとぞ此者の事につきての世上種々の説あれども皆な信けがたき事のみ多し因て今これを録せず凡そ名高くして事蹟のなきものには後人これに托して種々の異事を造り出すものなれば心してその眞偽を辨つべし

○忠臣蔵の實説 (八編の續稿)

四段目の末項城渡しの條 五段目 六段目 七段目
目今ものする忠臣蔵といふ淨瑠璃の仕組よての四段目の本國赤穂と江戸屋敷との事を混交して甚だ事實と相違せりその内匠頭(即ち淨瑠璃にての鹽治判官)の切腹の江戸にての事又大石内蔵助の城明渡しに赤穂あての事なり玄あるに淨瑠璃にての二事を一時の事と取交せて仕組めるゆゑ本國にての事みや江戸屋敷あての事にや更らに判らす且つ内蔵助(即ち淨瑠璃にての大星由良之助)が内匠頭切腹の場へ國元より駈附來ると作れる例の虚誕にて此時内蔵助の國元に在りしあり今左に赤穂城渡しの実事を擧摘みて記とべし内匠頭切腹の後ち領地沒收と事定り三月

二十八日城受取りの上使脇坂淡路守木下肥後守江戸を發
 て赤穂に赴けりこれより先き江戸より凶變を告ぐる士日
 々に三十餘里の道を馳せて百五十五里を凡そ五日にして
 赤穂にいふりければ家老大石内藏助同大野九郎兵衛(淨瑠
 璃)おての衆九太夫(等)三百餘人城中に會して評議す内藏助
 いはく君辱めらるゝ時おの臣死すといへりこれ誠又吾輩
 節に死すべきときなり然れども死の固より難きあならず
 時を失とざるを難しとす諸君いづれを以て死せんとする
 やといふ又壯士ら皆な城を枕おして死するの外別に何を
 か爲さんといふ内藏助曰く諸君の言はるゝところ實に然
 りまのれども人臣たるもの、義主家の爲めになるべき事
 あらばいかやうにも力を盡すべきにあらずや今主家滅亡

すといへども猶ほ先君の御弟大學殿の在すわりこれ祖先
 の祀りを奉そべし吾等死を以て幕府お請ひ大學殿を跡目
 に立られんとを圖るこそ肝要なれされども幕府もし聽入
 れられざればそのとき城に立籠り快く一戰して死すべ
 しといふ列坐の人々是れぞ然るべしとて従へりまかるま
 九郎兵衛一人異議をとりていふやう此議よろしからず城
 お據りて後を立るを請ふは是れ上を要するといふものな
 り假令死を以て請願するともその事成就すべきまならず
 却て悖逆の名を負はゞ先君の汚名を重ぬるものありとい
 ふ内藏助さにあらず士の重んずべき義なり今大事に臨
 みて義を守らず徒に幕府をかそるゝは是れ死を懼れて苟
 くもまぬのれんとを求むるものなり豈に耻づべきの甚し

六

六きにあらずやといふ九郎兵衛猶ほも辨せんとするを原總
 左衛門大お怒りて異議を唱ふるもの此の席に居るべ
 らす速に立去るべしといひしかば九郎兵衛せむかたなく
 その坐を起ち去れり内藏助やがて多川九左衛門月岡治右
 衛門の兩人にくはしく意旨を含め江戸に遣して哀訴せし
 めたりまゐるお九郎兵衛とトめ番頭の者ども死をおそる
 、者多く遅々お離叛せしかば後ち二日ありてふた、び城
 中に會議するに會する者僅に五十五人にてその餘の者
 皆な至らず内藏助いふやうに城受取上使の來らんも早や
 餘日なかるべしまかるに諸士の叛心かくの如くなれば何
 を以て城を守るべき此上は我ら一同殉死するより外なし
 因て我が考へにての上使のいたるを待受け此の意を陳べ

城中にて切腹し以て志を明にせんと思へり我と志しの同
 じおらん人達ハ各々誓紙に血判をそゑらるべしといふ一
 同同意なりとて盟書に姓名を自記し血を刺してこれに注
 げりその姓名ハ

七

- 奥野將監 吉田忠左衛門 佐々木小左衛門 河村傳兵
- 衛 進藤源四郎 小山源左衛門 佐藤伊右衛門 原總
- 右衛門 岡野金右衛門 同九十郎 長澤六郎左衛門
- 稻川十郎右衛門 間瀬久太夫 田川權右衛門 渡邊角
- 兵衛 幸田與三右衛門 里村伊右衛門 多藝太郎左衛
- 門 小野寺重内 同幸右衛門 山上安左衛門 潮田又
- 之丞 近松勘六 矢野半平 早水藤左衛門 上島彌助
- 中村清左衛門 橋本平左衛門 間喜兵衛 同十次郎

中村勘助 灰方藤兵衛 高田儀左衛門 仁平郷右衛門

菅谷半之丞 覆戸新助 千馬三郎兵衛 河内八兵衛

神崎與五郎 大高源吾 武林唯七 岡島八十右衛門

益野三平 豊田八太夫 貝賀彌左衛門 勝田新左衛門

陰山惣兵衛 倉橋八太夫 久下織右衛門 猪子源兵衛

矢頭長介 同右衛門七 三村次郎左衛門 大石主税

大石瀬左衛門

右五十五人

扱内藏助が江戸へ遣せし多川月岡二人の者の夜を日に繼ぎて馳下り城受取の上使に就て哀訴せんとせしに最早や上使の出發せし後なればいかゞとせんと案せしが安井彦右衛門藤井又左衛門等と相謀りて故内匠頭の親族某侯に

九
いたりて内藏助の意趣を申述べしに侯大にかゝるきて是
ハ以ての外ほかの事ことなり此この事こと若もし幕府ばくふに達たつしなバ大學殿だいがくどのをは
トめ臣下しんげの者ものどもまで重ねて罪つみを得えん決して國くにお忠ちゆうとする
所ところにあらすまで答書たうしょを作りて二人にん又また與あたへ内藏助ないざんすけに此旨報この旨報
せられぬ内藏助ないざんすけまた同盟どうめいの士しを會あひしていひけるハ事こと既に
こゝ又また至いたりぬるうへハ吾等われら城しろ又また死しするハ徒たに益えきなきのみ
にあらす却かへつて大學君だいがくくんを累つらすのみ因よてハ一先ひとまづ城しろを開ひらきて
渡わたそべし是これ内藏助ないざんすけが本意ほんいなりそのゆゑいかなとなれば
今いま城しろを去さるとも殉死じゆんしの道みち絶たゆるとぬふにあらすハ城しろを
去さらざると去さるとの二ふたツありこゝお我われれ深ふかき主しゆ意いありの
ねて一つの大義たいぎを思おもひ立てハあれども今日こんにち敵あかありていまだ
あらははに口外くちがいへ出いしがたし一先ひとまづ城しろを開あけ渡わたして後のち肺肝はいかんを

ありそべしといふ同盟の士案よの相違しよれども深き思
 慮のあるあらんとてこれお従ひて一同下城しよりまかる
 あたゝ奥野將監河村傳兵衛進藤源四郎小山源五左衛門原
 總右衛門の五人跡にとゞまりいかに大學殿の御爲めあれ
 ばとて亡君の遺命もなきみやみくど城を渡さんこと臣
 道を失ふに似たり城中にて殉死するとならずに御菩提所
 華岳寺へいたり靈牌の前にて腹あき切り泉下の君に事へ
 奉らん存命とべきいはれなどと思ひ込みて論じける
 ほどに内藏助諭してそれ事に臨みておそれ謀を好みてな
 すの勇士の好みそるところなり今諸君の論ぜらるゝの皆
 是れ暴虎馮河の譏りを免るれす我が所存の城を故なく開
 渡しえばし命を全くして亡君の怨敵を討ち其後潔く死に

就きて泉下の君に講せん心ありあゝらばそれ名も千載あ
 朽ちざるべしといふ五人大に悦びてかゝる遠謀あるとあ
 らばいかで死を早まるべきとて各々感涙をそゝぎて勇み
 たちいでや城地を渡すの用意せよとて下吏に命を傳へて
 万端を整へしめ上使の至るを待ちたりけるゝくて四月中
 旬にいたり上使到着と聞えければ城中にての命を下し東
 の鷹取峠西の猪池越中村川に橋を架しそべてこれらの道
 々を修繕し村々に令して火災口論等をさびしく禁め城の
 内外を洒掃し領内の記録帳面を巨細に調べいさゝか遺漏
 なく計らひしは是れ皆あ内藏助の方寸より出たるとなり
 十八日上使の内荒木十左衛門榎原采女代官石原新左衛門
 岡田庄太夫到着して入城しければ内藏助出迎へ台命謹て

畏り入りたる旨答へ明十九日卯の刻に城開渡すべし趣きを申述べ四人を導きて悉く點檢せしめたり四人の者廣間を檢分するとき内藏助謹て内匠頭不調法にて法式の通り仰付られしに據らなしかれども大學安否の義いまだ落着せず臣等一同安心仕りがたければ御取立これあるやう御取成のほど願はしくこそいふにいづれも返答なくそのまゝ城を去りたりける其の夕上使の本陣へ内藏助を招き荒木十左衛門いひけるに今度開城の手筈万端整ひたる段殆んど感ト入りより右の趣今日飛札を以てくとしく江戸へ注進せり就て城内にて願ひの趣きの檢分の折なれば故と返答に及ばざりしが右をも併せて執政の許へ申進せりとあるよぞ内藏助大によろこび恩を謝して

ぞ歸りけるかくてその日の申の刻に脇坂淡路守立野を發して戌の刻ばかりに赤穂に到着せり内藏助今夜の一大事なりとて城門をさしかさめ火の元をいましめ終夜城内を巡視しけるが既お曉に及びける時木下肥後守士卒を従へて城にいたり使者の往返事畢れば城門を開き入替りて故なく城開渡しの事落着せりありければ一藩の諸士の思ひく城を立退きて四方へ離散しよりける

五段目 二ツ丸の段

此の段は仕組める弁定九郎といふ大野軍右衛門の事あり軍右衛門の事既に七編に記せるが如し軍右衛門の極めて兇暴ある者なれば山賊をせし事もありしあらんとて淨瑠璃作者が想像を以て此段を作り出せしなるべし與市兵衛

といふ者の例の造り事にてかゝる人のなし萱野三平(即ち
 浄瑠璃にての早野勘平)の父の攝津國の郷士ふて萱野七郎
 左衛門といふ者あり三平の無妻にて死したれば眞のある
 べき謂れなしか、れば此段の全く無根の事を仕組みしも
 のと知るべし

六段目 勘平切腹の段

此段に出たる早野勘平との萱野三平の事あり三平の傳の
 既お五編お記せるが如し三平の自殺の其父江戸に赴くを
 ゆるさるるゆる追りて死せしなり決して獸と人とを誤り
 無用の死を遂げしにあらす又たお輕の五編にも記せる如
 く内藏助の妾にして三平の妻にあらすお輕の母おかやの
 如きのもとより無き人ありされば此段の三平が自殺せし

事あるを種として種々の虚誕を附會せしあり殊にお輕の
 身賣の如きの妾も亦と酷しといふべし

七段目 茶屋の段

お輕の娼妓にあらす京都二條寺町の二文字屋次郎左衛門
 の女よて内藏助の妾なりこの者を寺坂吉右衛門(即ち浄瑠
 璃にての寺岡平右衛門)の妹にてもと三平の妻ありと作れ
 るの例の妄説なり此段の全く内藏助が仇家に心をゆるさ
 せんさめ故さらに淫酒に耽り遊里に通ひし實事あるを種
 として作り出せるものなり五編に記せるおかるの實説六
 編に記せる寺岡平右衛門の實説等を讀まばその妄辨せず
 して知るを得べし

又此段に出たる斧九太夫との大野九郎兵衛の事にて九

郎兵衛の内藏助のために殺されしにあらすその實傳の
七編に掲げたるが如し

(八段目以下の實説の十編に掲ぐ)

○朝比奈三郎の實説

朝比奈三郎の事につきての謬傳百出して世人を惑とすこ
と久し今實傳を左お掲げて以てその妄を辨そべし朝夷名
三郎名の義秀和田義盛の三男なり(義盛の長男の新左衛門
次男二郎義氏三男義秀なり)初め安房國朝夷郡に居りしを
以て朝夷名三郎と稱せしなり人どあり驍勇にして力量万
人にすぐれたり將軍源頼家ある時小坪又遊び義秀の善く
酒々を聞き其の技を観んとて海に入るべきを命せり善秀
畏みて直に海中へ飛入りて游泳し往還ると數遍なりしが
遂に氷中よ深く沈みて見えず人々あど思ふ間に少選
ありて義秀三尾の鯨魚を捕へて出けれハ衆皆な舌を巻さ
て驚けり後ち義盛兵を起して幕府を攻むるにかよび義秀

門を打破りて進み入り當るにまかせ縦横も働さければ向ふところ前なく五十嵐小豊次高貫盛重新野景道禮羽連乗高井重茂等を撃殺し北條朝時を傷け、り尙ほも進みて力戦し足利義氏に政所橋あて出遇ひしる直にこれと組撃んとせしに義氏馬を躍らせ墮を踏えて去りたり義秀もかなとく踏えんとせしよ馬そでに疲れぬれば踏ゆると能はず橋より廻りて追撃んとするところを鷹司冠者朝秀遮りどめて義秀と闘ひ其間に義氏の遠く去りより義秀たも進て幕府に向へんとせしよ武田信光に若宮大路にて出遇ひしかば直に接戦せんとす信光の子信忠父を救はんとて馳來りて義秀に當りければ義秀殊勝の若者やとて捨て戦はず進み行くをりから小物資政轉闘して前めバ義秀直

に撃てこれをも殺せりかゝりければ凡そ義秀の鋒に當るもの一人として命を隕さるゝるのなしされども既にして義盛の兵敗れ闔族死亡しければ義秀今の詮あしとて五百人を率ゐる船あて安房よ走れり後ち其終る所を知らず或ひに戦死せしともいへり時に三十八歳なり世義秀の鞞繪の子あして源義仲戦死の後鞞繪捕へられしを義盛請ふて妻とし生めるところなりといふの大なる謬りなり義仲の敗死の元暦元年あり又た和田義盛の滅亡の建保元年よて此時義秀三十八歳とあるお據りて逆算それバ義秀の生れし安元二年のよにて義仲敗死の年より九年前あ生れしあり俗傳に往々年代矛盾する事ありて容易お信そべからざると率ね斯くの如し

義秀の海外に逃れしといふ事確實ならずされども平氏系圖に義秀敗戦の後安房に逃れ遂に高麗に赴きし趣きを記せり又朝鮮釜山浦なる絶影島に我が延寶年中まで義秀の祠現ありて土人時にこれを祭れるよし傳へたりいかゞにや又義秀の曾我兄弟を助けしといふ事及び松島局の事正しき書よ見あふらす是も亦その後人の作り設けし説なるべし

○幡隨院長兵衛の實説 (第八編の續稿)

長兵衛が芝居にての喧嘩江戸市中の評判となり流石の水野十郎左衛門も此度の幡隨院に打負けたりと噂さ高ありしが喧嘩より三日めよわたり一人の武士馬お跨り供の者を具して長兵衛の方に來り長兵衛の在宿なりやと音信ふいふも家に在りと答ふに武士馬より下り對面したしといふ長兵衛出迎へていづれより渡らせらるゝやと問ふに氷野十郎左衛門方より罷越したる使者なり死されよと慇懃お敬禮して坐敷へ通れりさて使者詞をあらためていふやう主人十郎左衛門中越しぬのねて御名を承りつれどもいまだ好き折みくして御意を得ずするに先つ頃芝居にて不慮の喧嘩起りそのみぎり十郎左衛門の家來酒に給べ

醉ひ貴殿同伴のゐたへ慮外いたしを御立腹みて御折檻
 ああづかれりその節見受けしお身の取廻し天晴御頼もし
 くこそ感じ入ていみれ世上にていかゞ風評いたしと
 も十郎左衛門の中りて碎くる男達なり左様の事を心腹に
 の留めやすず貴殿の御力量江戸に上超そものあるべから
 ずと存するうへに以後心やそく御意得たくは明日御閑に
 あられははゞ屋敷へ御出下されまトきやそのため使者を
 以て中入ひ拙者の保昌庄左衛門と申すものなりと演る長
 兵衛聞きて最前より申上るごとく料らずも御歴々より慇
 懃の使者にあつかりは請申上げべきやうなしいかよも
 御意にまかせ明日参上いたし御禮申上べしと答へて使者
 を歸しける長兵衛跡にて熟考するに是れ正しく我れを

呼びよせて意趣をはらす支度ならんされども今辭して往
 かざるどきに男達の名を汚そものあり唐犬放駒等に相
 談するも卑怯に似たり死を決するうへにいかなる天魔外
 道の中なりとも恐るゝに足らず快く赴きて末世の名をど
 らんとて翌日衣類を改め假令内心はいかにもせよ彼れよ
 り禮節を厚ふして使者を遣しゝるとなれば我れよりも禮
 を正うせんと思ひ黒茶うらの小袖お照柿色の麻上下をつ
 け二尺三寸金拵への脇差を帯び供をもつれずたゞ一人に
 て水野の屋敷へ赴きけりかくて中の口にいたり案内する
 に取次の者出て名をたづね玄關より上られよといふ長兵
 衛その儀いさゝかり多し是れよりといふを苦しめらす主
 人の申付なり是非にといふにどさらば怒させたまへと玄

關より登り使者の間へ通りて着坐せり奥より保昌庄左衛門
 門出來りて昨日の之とじて御目にかゝり罷歸りて御返答
 の趣き十郎左衛門へ申聞せしところ殊の外満足いたし即
 ち今日朝のほどより御出を待ち居れり追付御目よかゝる
 べしそれまで暫し扣へたまはれとて茶菓子等を運ばせし
 りかゝるところへ定光季武綱等も出來りて知る人どあり
 以後の別懇に願ひたしと互みに禮を施しけりまばらくあ
 りて別間へ案内しこれへとありければ長兵衛いたり見る
 に十郎左衛門床脇お坐して是れへ進まれよ苦しからずと
 いふ長兵衛尊卑の別あれバ益々禮を厚うして平伏せり十
 郎左衛門のさねて昨日使者を以て申遣せしとはり年來芳
 名の聞及びてのあれどもいまだ出遇ふべき折なりしま

かるに先頃芝居あて働きのほと見うけ感服又堪へず我々
 仲間の者數十人あれども貴殿の片腕およぶべきなし聞
 きつるよの世上あての此十郎左衛門を不覺もれと取沙汰
 するよし十郎左衛門の男あり善の善惡の惡いので改むる
 に憚るべき左やうに小さき心あての神祇組どのやされずさ
 てく貴殿の侍あして見さきものあり若し武士を望ま
 りお於ての我が五千石を分ちて召抱へたし先づ今日の
 トめての參會あればゆるくと物がふりありて然るべし
 と酒肴を運ばせ盃とり上げて長兵衛よさせり長兵衛猶ほ
 もつ、しゑて拙者如き下郎お有りがたき仰の段胸あま
 りて御受申上ぐべき詞なしと盃をうけて傾けたり兒小性
 五六人華美なる衣裳にて酌をとり追々に料理を持運び處

狭きまで陳列せり相伴人の四天王にて吸物の敷をかさね
 ますく盛宴となり早や夜に入りて五ッ半時ころ又至れ
 り綱七合入りの大杯を取出し自から干して長兵衛にさそ
 長兵衛一ッうけて保昌にさそ保昌又た傾けて長兵衛あす
 めけり長兵衛引うけ飲んとそれども晝時よりの飲みつ
 いけめて相手の四人の暴飲家なり大に酔ひつかれしを益
 々酔伏せんと思ふにぞ入りおはり立ちかとりて勤めし跡
 なれバ今や大杯に持あぐみて扣へしをこゝぞとて定光が
 酌とりて是非一献をどつぎあくる又長兵衛思とす跡さ
 りて是の堪へずと辭するを十郎左衛門綱保昌左右より詰
 めけて是非にと迫る長兵衛大にこまり後ろへ引さがる時
 分をうかひ定光持たる銚子を長兵衛の眉間へ目がけ投

げつけたり熱湯の如く煎トつめたる酒あればいので溜る
 べき兩眼に入りて眩めき驚くところを十郎左衛門立上り
 抜きさうち又左の頬より頤へかけて切附け保昌季武左右よ
 り兩肩へ切りつけたり此時まで長兵衛脇指を帶し居たれ
 巴心得たりと抜かんとする又後の杉戸に錯つかへて抜拂
 ふとあたはず其の内又保昌大身の槍にて胸元より背へか
 けて突きぬきければ長兵衛心のはやれども酒十分に飲み
 たるうへ目つぶしうたれ六人又取圍まれしとなれば敵す
 るあたはず遂に寸々に切殺されて死しさりけり時に慶安
 三年寅四月十三日あり享年三十六なりしといふ十郎左衛
 門今こそ本望遂げたれ死骸を川へ棄てよと命するに心得
 いへぬとて中間ども入り來り死骸を庭につゝみ夜のうち

に隆慶橋より流しけるゝくて長兵衛の方にて翌日にい
 へりても長兵衛歸らずさてとと思ひ唐犬放駒を先として
 男達も四方へわのれて尋ねしお隆慶橋の下流にて漸う
 死骸を見出せりさて氷野の所爲とい悟りたれども先づ
 葬むるこそ肝要なれとて年來懇意のものども寄集り女房
 お力を添へて厚く葬送の式をいとなみけり是れ長兵衛が
 殺されしより三日目のとありさて男達も集會して長兵
 衛を殺され此のまゝ引込みなバ何面目に世上を渡るべき
 氷野の外出を待ちうけ復讐すべしとその機會を待ち居た
 りのくとも知らねバ十郎左衛門此ころの長兵衛のため
 お心氣を勞せり漸うのにて本望達しぬれば祝ひとして
 吉原へ赴き宴を催さんとして懇意の簾下を伴ひ四天王を引

つれ小石川より舟にて吉原へいさり馴染の遊女屋へ登り
 盛宴を張りて樂めり翌日も流連して三日めの朝にいさり
 今日の一先づ歸るべしとて卯酒を傾け土手へ出で舟川戸
 の方へ向ひて行くところと思ひがけざる土手下より十八
 人の町奴ども踊り出て矢庭に十郎左衛門等へ打てかゝり
 氷野を唐犬權兵衛鳥井を放駒高木を薩摩源五兵衛紋三郎
 を冥途小八四天王をバ大佛小佛勘三ふ彌平神田彌吉が引
 つかみて捻伏せたり權兵衛聲をわらゝげて我々が親分た
 る幡隨院長兵衛をよくの欺かり殺したりの如き人になしを
 るうへに殺すの甚だ易けれども御邊らの如き人になしを
 切るべき脇指なし大儀ながらまばらく活置き曝物とそ
 べし今唐犬權兵衛がこう刺をして取らせんとて懐中より

剃刀を取出し十郎左衛門の鼻と耳とを切取たり三人の顔
 下四天王にも銘々右の趣きを罵り辱めしめおろく耳鼻
 そぎ去り大小刀を奪ひとり石を敲きて微塵に打折り思ひ
 のまゝに遺恨を晴らせりどて静々として立去りける
 長兵衛氷野の方へ赴きしをり遺せし辭世の和歌なりと
 て一古寫本よ左の如く載せり
 三品の臺に法の舟川戸

佛のなかのほとけなりけり

長兵衛の墓の淺草寺町の五臺山文珠院源空寺(浄土宗)に
 在り境内の西の方の奥にて地藏を彫りつけその左右あ
 長兵衛夫婦の戒名を彫れり
 長兵衛の紋所の種々に傳へ又々墓石も他の紋を彫り

つけわれども實の陰の三ツ引なりその其頃の古寫本よ
 長兵衛の殺されし事を記しその末は長兵衛が脱ぎ置き
 し羽織の陰の三ツ引紋のつきしが屏風に懸けありし趣
 きを載せたり是れにて知るべし
 又長兵衛の古墓の傍らに文化年中俳夫五代目幸四郎が
 一碑を建たりそのとき幸四郎の長兵衛の供養をいとな
 み追福として金を源空寺へ寄附せりど世謬りて長兵
 衛の墓の幡院ありと思ふの非なり
 (以下十編又掲ぐ)

剃刀を取出し十郎左衛門の鼻と耳とを切取たり三人の
 下四天王にも銘々右の趣きを罵り辱らしめおろく耳鼻
 そぎ去り大小刀を奪ひとり石を敲きて微塵に打折り思ひ
 のまゝに遺恨を晴らせりとして立去りける
 長兵衛氷野の方へ赴きしをり遺せし辭世の和歌なりと
 て一古寫本よ左の如く載せり
 三品の臺に法の舟川戸

佛のなか

のはとけなりけり

長兵衛の墓の淺草寺町の五臺山文珠院源空寺(浄土宗)に
 在り境内の西の方の奥にて地藏を彫りつけその左右
 長兵衛夫婦の戒名を彫れり
 長兵衛の紋所の種々に傳へ又々墓石も他の紋を彫り

つけあれども實の陰の三ツ引なりその其頃の古寫本よ
 長兵衛の殺されし事を記しその末は長兵衛が脱ぎ置き
 し羽織の陰の三ツ引紋のつきしが屏風に懸けありし趣
 きを載せたり是れにて知るべし
 又長兵衛の古墓の傍らに文化年中俳夫五代目幸四郎が
 一碑を建たりそのとき幸四郎の長兵衛の供養をいとな
 み追福として金を源空寺へ寄附せりとぞ世謬りて長兵
 衛の墓の幡院ありと思ふの非なり

(以下十編又掲ぐ)

○朝比奈宗兵衛の實説

朝比奈宗兵衛の大坂にて名高き俠客あり此者の事ハ演劇
 にも種々仕組みされどもいづれもその名を假りするまで
 なり其實事の一ツ二ツを記さむに宗兵衛ハ新靴に住み常
 に人の難に赴き窮を救ふを好みしが疎暴の行ひも亦た少
 からず若き者など集め振舞する毎にその十歳のとき武家
 より取りし過証文を懸物とあし壁間に掲げて示せしよし
 その証文の由來ハ宗兵衛十歳のとき男達の仲間と共に堤
 又涼み居りしに年ころ三十四五と見えし武士いかにも
 逞しく丈夫なるが大小刀貫ぬきにして堤を通り過けるを
 人々が見て天晴の男ぶりかな中々これほどの人と出入りし
 てハ勝がたからんといひければ宗兵衛聞きて我れ彼の侍

をあやませ見んといふ人々入らざる事なりと止めけるが何時の間にか其場を駈出して突然右の武士に組附されば小童のとゆる拂のけて通りしに又立よりて組附幾遍ともなくなしければ面倒ある小俵かなどて投げて行過ぎけるを宗兵衛投げられての最早や堪忍なりがさといざ殺されよとて取附きて放さず武士も持餘して小童を殺さんも大人氣あしと詞を和げ汝いさどふる事あらば了簡いさすべしといふ宗兵衛さあらば書附をさまこれとて頻りに望みしゆる始め拒みければも何分書附賜えらすバ殺しさまへとて動かざるゆる己むを得ずして書附を與へしを後ち懸物として生涯人に示せしなりと又た是の晩年の事なりしが或る時宗兵衛の長男某とてまだ六七歳なるが

近所の子供と共に遊び戯れけるをりあら干鯉の俵高く積重ねし上よ三四人の子供が登りしうち一人が宗兵衛の子を突落しふるに痛く急所を打て忽ち氣絶せりこれを見て宗兵衛の更なり突落せし小童の兩親も驚き騒ぎ先づ宗兵衛の子を介抱し氣つけなと吹込みければ漸く人心地のつきたれども孱弱き小兒の傷なれば治療の甲斐なく程あく果敢あき身どのありにけり斯くど見るより彼の突落せし小兒の父母の其子を運來りていあ子供業といひへと御子息の敵の正しく此倅なれば解死人にとりて存分にいたさるべしといふを宗兵衛手をこまぬき默然として聞居しが打笑ひていふや成ほど御言分の一通り尤ものやうに聞ゆれども其兒を解死人に取ればとて我が倅の蘇生

いたすべき譯もなく又何の辨別もなき幼少の子がゐせる
所爲あれば左のみ恨みどの存トヤさず去りながら此方も
俄に倅を亡ひ淋しければ所詮解死人となして恨もあくや
分もなしとて連來られしとなればその子の有りて無きも
のあり倅の代りに此方へや受け我ら夫婦の中の子とあさん
此儀いかゞといひければ彼の夫婦の大に悦び此上の何事
もやそまじ是れまで預り置きし子お受取あれと指出し
嬉し涙お咽びつゝ、歸れりどぞ尙は宗兵衛の事あつきての
談もあれども零しぬその墓の同地千日なる竹林寺に在り
寶曆年中建る所ありといふ

○淀屋辰五郎實説

富豪を以て世に聞えし淀屋辰五郎の事ハ稗史小説にも種
々に作りたれどもその實説お至てハ大ニ世上傳ふる所と
異あるものあり今その大要をかゝげむに淀屋本姓ハ岡本祖
先の名を三郎右衛門といへり大坂北濱に住み材木商なり
しが徳川家康公大坂在陣のとき茶臼山天王寺等お陣小屋
を造りて献納せしゆゑその賞として八幡にて山林田地三
百石を賜とり帯刀免許のため八幡傳格に列せられ且つそ
の請ひにより諸國より大坂及び堺へ來る干鯛の運上を賜
とれりこれより家富み大に繁昌して自から家宅の前へ橋
を架して淀屋橋と名づけ四十八戸前の土庫を建列ねその
昌盛いふばかりなし三郎右衛門死せし後ちその子某しか

あトく父の名を襲ひ三郎右衛門と稱せしが老後隠居して
 古安と号せり古安奢侈に耽り家宅を百間四方に造り廣げ
 結構の美々しきと譬ふるにもものなし大小書院のそべて金
 にてはりつけ銀襖をたてめぐらし庭に奇石珍樹をうつ
 させ又夏屋敷と号して四間四面なる一室に雨椽を廻らし
 硝子の障子をさて天井もかなトく硝子にてはりつめ清水
 をさへへ金魚を畜ひしといふ是れにてその豪華のはどの
 知るべきなり是よりて西國諸大名の用を聞き金を調達
 せしかバ手代らにいたるまで大祿の武家と膝を接して威
 を振へバ古安のうまれつきたる華奢ものなればこの事を
 面目よおもひ千兩借用の言込われバ千五百兩を用立千五
 百兩とあるより二千兩を調達するといふはゆゑ次第

有金減して始めの如き勢ひのなればも古安商賈の家に
 生れながら算術に通せず衡の目を知らず親よりの譲り金
 のいゝほとありしやさへ知らざるほどのとあれば終に
 家産大に傾きけりまかるに古安にの四人の子ありしが三
 人の早世して末子辰五郎のみ残り辰五郎の古安が六十
 一歳のときに設けしにて辰五郎十歳のとき古安の死せり
 辰五郎幼少ながら家督を承ぎ手代らにまかせて家事を治
 めしめしが他へ出しさる金銀のまそく返らず漸う干鱸
 運上にて家内百七十人を養ひゆけり辰五郎十七歳になれ
 るとき手代らが誘ひて新町の遊廓へ伴ひゆき吾妻といふ
 娼妓を相方に出世しが殊の外辰五郎の意よかなひ終に翌
 年元祿十二年身受の約束をなせりされどもその身の代金

の二千兩といふ大金あれば辰五郎は手許になし因て權六といふ手代も融通方を命づけるに權六は幸右衛門といふものと談合して天王寺屋五兵衛に無心を言は、忽ち金の出来れば借せども主人辰五郎の名よての貸そまは是の小西源右衛門を借主として辰五郎を請人となさば相違なく堀明くべし先づ天王寺屋へ相談せんとして權六は天王寺屋五兵衛の方へいたり小西屋源右衛門長崎へ遣はす藥種の代金二千兩よさしつかへ辰五郎の方へ無心や來りしが折悪く辰五郎も上納金のたゝ入用多く手問へたれば小西屋の儀の辰五郎を請人めて源右衛門へ二千兩の貸渡し下されまじきやといふに五兵衛聞きてたまゝの儀頼か詞おまのすべし小西にのいまだ面會せざれども辰五郎のよ

り加判とあれば承知せり証文御持參あれば金子お渡しすべしと答へけり權六仕濟したりと大に悦び立歸りて此事幸右衛門に語り此うへの小西屋へたのみ借主に立るばありなりといふ幸右衛門考へていやとよ天王寺の金早速貸すべしと承知せしも小西屋の慥なるゆゑ堀明きしなり今小西屋を借主お頼むとも中々容易お承引する人にあらす幸ひに毎度小西屋より商用のつぎ遣せし請取の手形あればその手形の印形をぬそみて早々堀明くべしとて右の手形の判を切りぬきて証文をきたしめこれへうつして巧みに謀判を据へ辰五郎の加判を添へて天王寺屋へ持往き一禮述べて二千兩を借受け遂に辰五郎に渡しして吾妻を身受せり

此の事をその後ち大坂にて吾妻受山せ山崎與次兵衛と
 歌につくり遂に狂言に仕組み辰五郎の替名を山崎與次
 兵衛と作れるとの既に六編に記せるが如し
 ろくて月日経て返濟期限となりければ天王寺屋にての權
 六を呼びよせ小西屋へ口入の金約束の月切れより其方よ
 り請取り早々返濟あるべしといふも權六畏りぬと答へて
 歸りしま、幾日たちても返答なし天王寺屋餘りの事お
 もひ小西屋の方へ直に催促の使を遣りしに小西屋源右衛
 門大におどろきて是の思ひもよらぬ使にあづるもの
 なる、る事の夢々知らぬ事なり罷歸りて此段五兵衛ど
 へ申されよと放し切さる返答も亦さおどろきて走り
 歸り右に趣き報せしに五兵衛も亦た大におどろき合点

の行かざる小西屋が返答かな慥に印形据へたる借用証文
 まで差遣し何と定めて仔細のあるならんどもまた權六を呼
 びお遣せし權六の天王寺屋より催促を受たりし後外よりま
 た借出して速よこれを返し詐偽のあとをおろはんとて大
 坂中走廻るうち天王寺屋より頻りに使を以て呼立るゆ
 ゑこの大事出来せりとて忽ち幸右衛門と、もに逐電せり
 かくと聞きて天王寺屋の權六の欠落合点行のぬとなし是
 の捨置くべきにあらずとて小西屋源右衛門を迎へ直談に
 て様子をお問ふに最初のとおりなり証文に判据へたるのい
 ろゝといへいたとへ何千枚の証文おととも借りたる覺
 なしといふ然らば是非なし官府へ訴へんといふも勝手よ
 めされとて源右衛門の立歸りたる今いよむところなきと

なりとて天王寺屋より町奉行松平河内守へ出訴せり因て奉行所にて天王寺屋の方ある証文を吟味せしに借主小西屋源右衛門請人加判辰五郎なれば小西屋を尋ねるに一向覺えなしと答ふ辰五郎を召出し尋ねるに是れまた前後存ぜざる旨を陳ぶ段々吟味のうへ是れ口入人の所爲に出るものならんとて夫々指圖ゆりしが辰五郎の罪のがると能はずその日より牢舎に繋がれけり

(以下十編にかゝる)

○本朝廿四孝の實説

「本朝廿四孝」といふ浄瑠璃世に傳とりて甚だ名高し此浄瑠璃れ作者の竹本三郎兵衛といふものなり(三郎兵衛の竹本筑後縁の長男にて幼名徳三郎といへり)此浄瑠璃中に仕組める武田勝頼上杉景勝山本勘助等の事の諸書に見えたりは今辨ずるを待たずして世人その實傳を知れるあらん因ていさ、か脚色の種としたりと思へる、事のみを摘みて左に記すべし山本勘助と直江山城守との兄弟あらぬ事なほ今更ら言ふを俟たざるところなるが勘助の母越路の下駄を上杉景勝が拾ひなほして暗にその子をれぞむといふの彼の前漢の張良が橋下にて黄石公の杵を拾ひてこれを捧げ兵書を授かりし故事をそのまゝ、嵌めたるよて又よ

直江山城守がその母へ孝道を尽さんとしてその子を棄るの
 彼の支那の二十四孝中にて聞えたる郭巨が土をほり子を
 棄てし故事を用おこれらへ因みて「本朝廿四孝」といふ名題
 をも下せしにて是らの事の固よりの虚誕なり武田勝頼が
 身替りももどより根なし説にて八重垣姫といふものなど
 もあし彼の狐火の段の武田家に法性とあふる兎ありて
 信玄常にこれを冠りし由るればこの事を種として作り設
 けしにて狐渡らぬその先に湖水の氷を涉れば氷破るゝと
 いふの支那の某湖の冬日氷の結べる日人これをわたるに
 狐の渡りし蹤あるを認めその後ち涉る例にて是の狐の疑
 ひ深きものなれば氷の厚からざれば決してわたらず氷下
 の氷音を聴きさだめて後にわさるゆるなりといふ事の諸

書にも見えなれば是らより思ひつきて作り出せしなり(訓
 訪湖にても現に狐のわたりし後ならでの氷上を往來せざ
 るよし)されば此の淨瑠璃の人名の大抵實に有りし人の名
 を用おたれども(勘助の母越路等を除き)事跡の皆な作者の
 恣意作り出せるにて實傳にかなへるものなし但し勘助の
 眇目なりし事等だけ實にて勘助の少きより一目を眇し
 たるよしされども是れも上杉家への義と迫り自から抉り
 しなごゝの例の虚誕なり是のこの淨瑠璃のみあらず淨
 瑠璃作者の古人の名を假り種々の異事を附會するのその
 常あればあながち此の作者のみを尤むべきあらず
 此の「本朝廿四孝」の淨瑠璃を始めて興行せし明和三年
 戊の五月にて大坂竹本座に於て大當りをとりしとぞ是

の例の線狂言なり歌舞妓にての翌明和四年亥の八月始
 めて同地嵐三十郎坐に於て演せり東京にての安永五年
 申の六月十一日初日にて興行せしが始めにて此とき慈
 悲藏を團藏横藏を仲藏八重垣姫を菊之丞勘助の母を助
 五郎勝頼を三五郎慈悲藏の女房おさねを金作越名彈正
 を勘左衛門等おつとめしがこれより引つゞきて興行し
 遂ふ今日にいふるまで傳はるに至れるなり

○由井正雪丸橋忠彌の實説 (八編の續稿)

正雪駿河を去りて後ち江戸へと志し來りしが固より兵法
 を學ぶに志しゆれば師と頼むべき人もがなと尋ねしがこ
 ゝに牛込薬店に住む楠不傳と稱するものゆゑ自から楠正
 成の裔孫なりと稱し廣き邸宅を構へ多くの門人を集め兵
 學を教授せり正雪このもの事聞きその門下に入らな
 んどて不傳の方へゆたり頼むたき事ゆきて來れるよしを
 取次の者に言入れしよ不傳出逢ひて何用あるやと問ふ正
 雪ゆはく名を承せむと尋ね來しものなまは草履
 取にあと奉公めたし度隨みなまよふ不傳草履取に人
 足れ別に入用なしとて立んどせしに正雪玄關の前に跪
 き思ひ入たる体よて居たせければ不傳あはれに思ひて左

まで思ひ入里とあらば奉公のこともなく勝手へまゐりて
 兩三日休足せよとて奥へ入りければこれより四五日間止
 宿してゆりしが正雪何とぞ此家に足をとゞめたしと思ふ
 にぞ方事不傳の心になんやう勤めければ不傳二なきも
 のと思ひ遂にそのまゝとゞめ置けりこれより正雪深く心
 を兵書に潛め日夜修學せしかば三年やど經し後に學頗
 る成り不傳お代りて生徒を教授するやどに進めりまかる
 に不傳に男子なく一女子あるのみなれば終に正雪を以
 て養子と定め家を繼がしめたり是より正雪楠氏を冒しま
 す、兵學を以て諸家へ出入せし不傳の娘の後ち故あま
 て尼となれりといへり是より先き正雪ひそめ楠氏の系
 圖菊氷の旗などを偽造して信濃國なる淺間山に埋め置き

しが此とき掘出して我れの楠氏の遺裔なりとまそ、稱
 して人に誇りしかば多くこれに欺かれ其名世上より高く
 なるに従ひて門人も次第に増加して終に四千餘人におよ
 びけり正雪ひそかに謂へらく我れ嘗て太閤の立身を聞き
 決然國を去り此の地に來りてくまで經のほれり此のうへ
 の益々志をたくなし同志を募りいかで徳川氏を倒し我
 れ代りて兵權を握らんものをとて老のびくに用意をせ
 しが己れをたよりて尋ね來る浪人を悉く引入れてこれ
 を諸家へ薦めて祿にありつゝのせ又た弓師鎧師等を抱へひ
 そゝに門人をしてその伎を習ひせ四十五間ばかりなる長
 家を造りこれへ住とせ置きて諸家より具足をよるひさせ
 たし正雪よしなよ計らへどわれは乃ち右の職人に命トて

注進せしかばかく大勢の職人を抱へあるも是れらのため
 なりと思へば怪むものもなかりけりて、ま蔡氏の遺裔に
 丸橋忠彌といふものあり出羽國山形の産にて幼名を吉十
 郎といひへりその母思ひける今我々浪人となりかく貧し
 く世を渡れども元の名家の裔なりせめて俸をば武士にな
 さんものをとて劍術の師を選び習學させしに忠彌殊に槍
 術を嗜み寶藏院流の人あ就きてこれを修めしが數年を経
 てこれ又達し九橋の十本槍と稱して別に表十本を使ひ始
 むるほどの名手となれり忠彌同郷の友に芝田三郎兵衛と
 いへる者ありて江戸へ來り兵學を以て門戸を張り三百人
 ばかりの門弟ありしが偶と忠彌の事を思ひ出して古郷の
 友忠彌といひかゝ暮すらん今の槍術にも定めて達せしなら

ん召登せて一流の師範ともなさば世渡りの業も心易かる
 べしとて江戸へまゐるべきよし申送りけるに忠彌御心の
 忝けあけれと身貧なれば路用に差支ゆる趣き返答す三郎
 兵衛尙ほ便なき事におもひ路用として金若干を贈り是れ
 あて速又登るべきよしを言送りければ忠彌大によろこび
 いそぎ江戸に來り三郎兵衛の世話をもて本郷御茶の水邊
 にて家を借り槍術を指南せしに日を遅て弟子聚り幾はせ
 もなく二百人餘あよべり或るとき三郎兵衛訪ひ來りし
 話次正雪の事にあよびしに忠彌いはく彼の由井正雪とや
 らん、武藝諸道あ達したりとて日ごろ高慢に人に語るよ
 し何れともあれ槍術に於ては渠ら如きに譲るべしとも思
 とす拙者の者をたづね往きて槍を合せもし渠が負なば

槍の指南を止めやさん又た拙者敗をとらばかれ弟
 子とあらんかれにのみ言ひさす、にいたさせんと一藝
 の師をずるもの、耻辱なりといふ時に奥村八郎右衛門と
 いふものその坐に來り合せしがこの八郎右衛門も弓術を
 以て世を渡るものあれば忠彌の詞を聞き我れも日頃爾思
 へりどて三郎兵衛の止むるをも聞き入れず翌日遂に相伴
 ひて正雪の家に赴きけり正雪早そく出迎へ御兩所打連れ
 て弊宅へ入來ありし有りがさしおねて高名の雷鳴の如
 く耳ふどろき居りしがかく面會を得て此上の満足あし
 と述るを聞きて兩人膝をそゝめ我々今日参りし餘の儀
 にあらず手合せいさし度ためありといふ正雪承知して去
 からば未熟ながら合手になるべしとて是れより互ひに

庭み下り八郎右衛門と射術をくらべしが八郎右衛門の技
 術とるか又劣りけり忠彌何事やゆらんとて槍を以て突か
 かりしあ是れ亦た正雪見事あ拂ひのけ遂に勝利を得たり
 しかば兩人とてその術の及ばざるを悟り是れよりの心
 服して厚く交りを結びしとぞ

(以下十編に掲ぐ)

明治十四年三月十七日御届
同年十二月一日發行

(十五錢)

編輯人

新潟縣平民

松

村

操

神田區佐久間町
二丁目十一番地

出版人

東京府平民

望

月

誠

京橋區南鍋町
一丁目七番地

東京南鍋町一丁目七番地

發兌元

兎

屋

誠

大阪唐物町三丁目五番地

大賣捌所

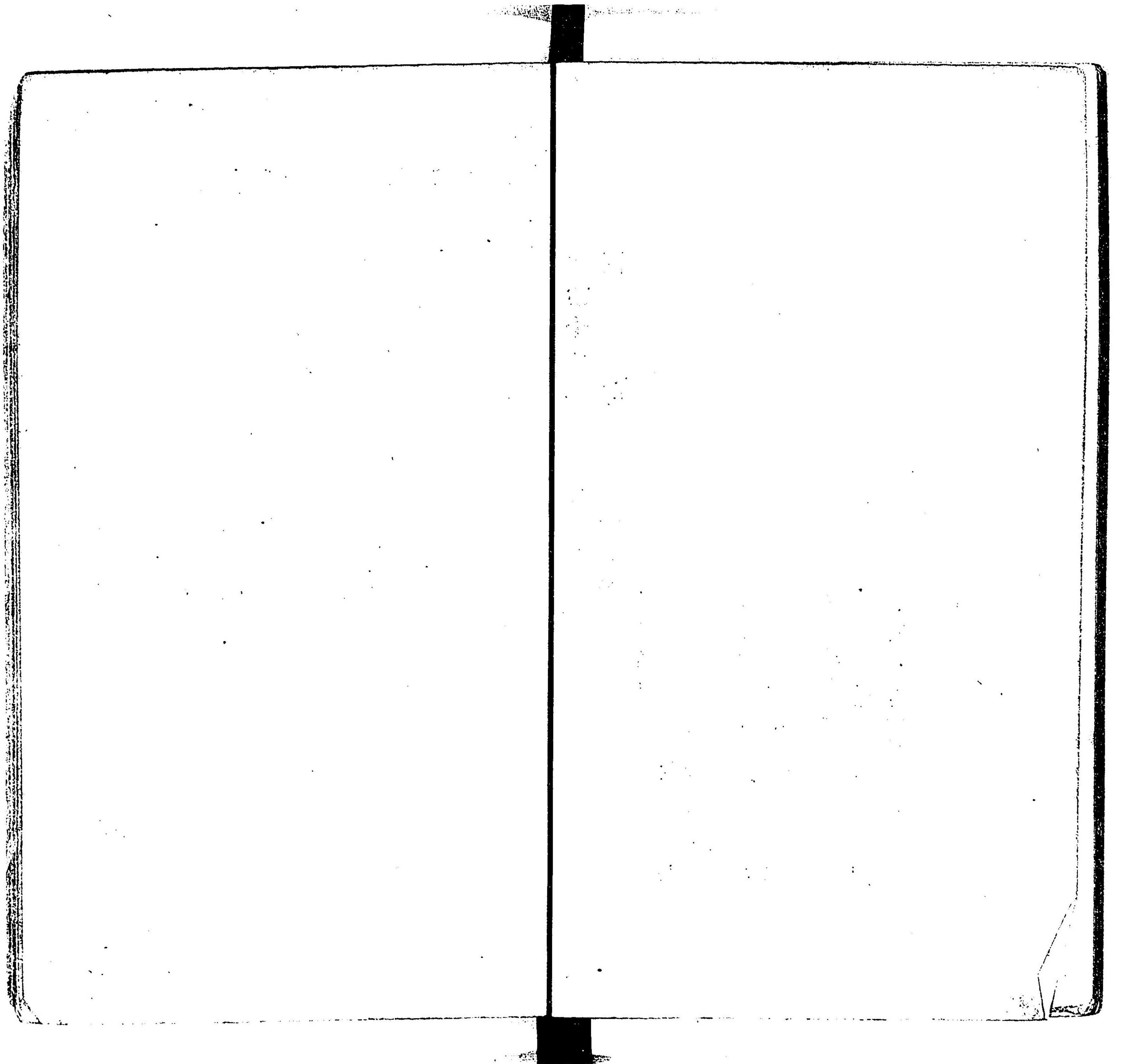
同

支

店

東京三島町

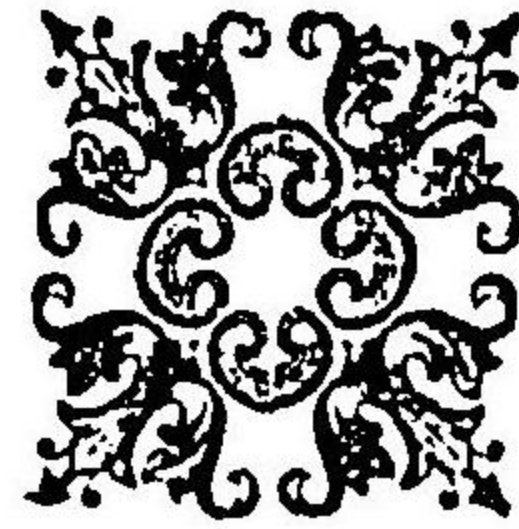
山中市兵衛

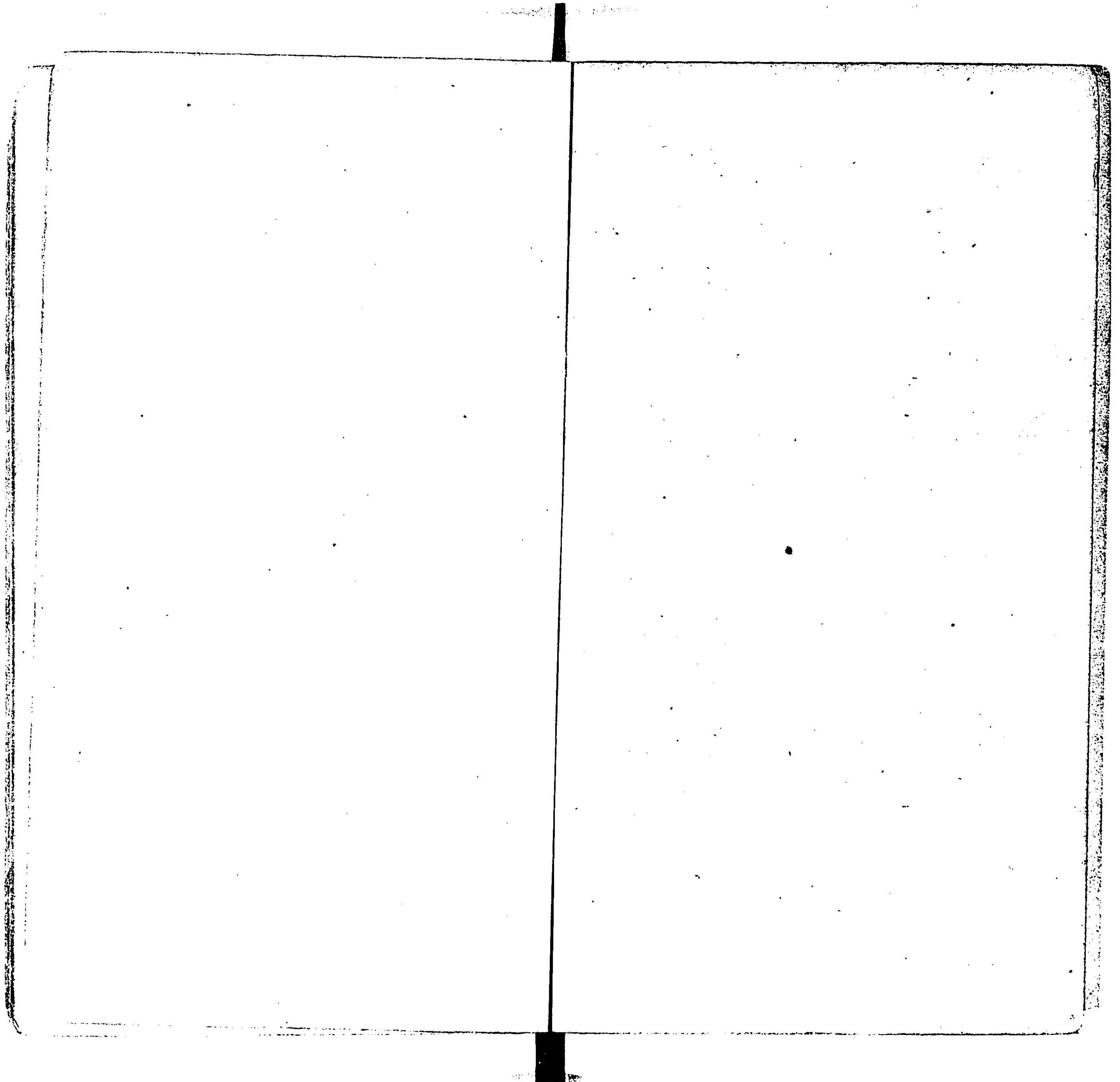


寶事潭ものおたり

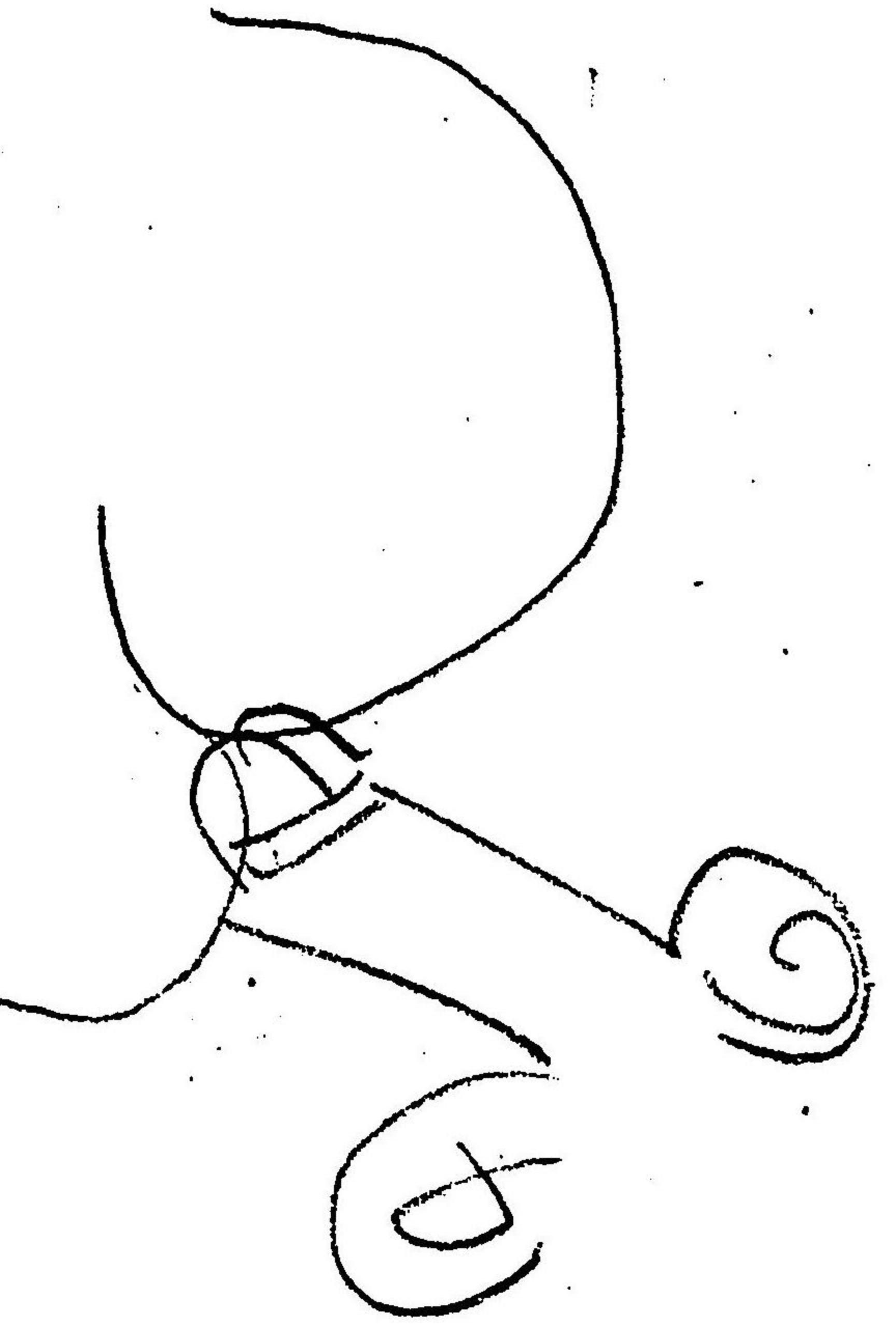
編拾

- 五斗兵衛の實説
- 幡隨院長兵衛の實説 (九編の續稿)
附 氷野十郎左衛門 唐犬權兵衛
- 淀屋辰五郎の實説 (九編の續稿)
- 熊谷次郎直實の實説
- 由井正雪九橋忠彌の實説 (九編の續稿)
- 延命院日當の實説
- 忠臣藏の實説
八段目 九段目 拾段目
- 曾我十郎五郎の實説





The first principle of practical magic
 is that the brain, in order to perform



實事譚十編

○五斗兵衛の實事

演戲稗史等に架空の人物を造り出せるが漸次に名高くなり後にいたゞての婦女童幼等のこれを實と一遂に斯くの如き人の望しありと思誤るもの甚だ多し義經腰越狀といふ淨瑠璃世に行はれ世人の耳目にも慣れあるが此淨瑠璃中に五斗兵衛といふ者の事作し望して世に名高しされども五斗兵衛とい例の架空の人物もて義經の臣下ふかゝる人ありしに仿らず此者の事を作し出せる原由の目貫彫に名高き後藤祐乘の名をかりて五斗兵衛の目貫師なるよ一作り設け且つ後藤又兵衛基次の事と三位重衡の臣後藤兵衛盛長との事跡を假し三人を打混じて此の五斗兵衛とい

二
ふを作り出せしあり又た五斗兵衛といふ名の此者の暴飲
家なる趣きよつくりて後藤の字を五斗に換へ基次といふ
名乗の又兵衛基次の名をそのまゝ用ひ五斗兵衛の妻關が
離縁を乞ふの一段の前漢の朱買臣が身貧くして妻に罵ら
れ後ち出世して其妻悔ゆる故事を嵌めたるなまされば此
五斗兵衛といふ者のもよぼりし人ならぬ今婦女
子らに至ては眞に一箇に豪傑の如くに思ひ居るの最とを
かした事なりまかれども是此の五斗兵衛のみにあらず
世上斯くの如き謬傳甚だ多し

○幡隨院長兵衛の實説

(九編の續稿)

附水野十郎左衛門 唐犬權兵衛

三
さて水野十郎左衛門はじめ九人の輩の町奴唐犬權兵衛ら
に辱められ流る、血汐を編笠もて覆ひかくし逸足出して
小石川の屋敷へ逃去りしをこれを見聞する者嘲り突と
ざるのなく忽ち江戸市中の大評判となれり此事終に幕府
へ聞えければ是の不法の至りなりとて召出し大目附横
田備中守十人目附久松内犯御使番駒木曾長三郎等掛りに
て事情を取調べしうへ十郎左衛門儀普代の笈下にて御頼
母しく思し召る、ところ數ヶ年の不行跡世上にのくれあ
くあまつさへ此度の不覺將軍の御名を下すものなまそ
罪重きによし領知召上られ切腹仰付らる、ものなまそとて

終に切腹を命せられ山名某介錯してその首を刎ねけり又
 十郎左衛門の家來四十九人のうち家老用人七人への主人
 十郎左衛門數年不行跡たるを家老用人の役として陳めを
 いれず主人どもに法外の振舞いたそ事不忠不義の至り
 なりとして是れへも切腹申付られ七人も各々刃に伏したり
 残りの侍らの輕き身分の義なればとて三ヶの津か構ひに
 て退放となり小者中間らの構ひなく又彼の言原へ同道
 して耻辱を受けし旗下數人もをなトく罪を蒙り是れおて
 水野の一件の落着せりかくて神社組仲間のおとも捨置
 べきにあらすとて日を追てきびしく吟味の義を達せられ
 別して中山勘解由又盜賊改役を申付られ男達の根を斷て
 江戸市中靜謐にいたそべしとの趣意なり段々取調べのら

へ大祿おでの加々瓜甲斐守八丈島へ遠島申付らるその外
 旗下五十七人大小神社組と稱へし連の八丈島三宅島大島
 等へ流され大番與力兩番與力先手組與力或ひは徒士など
 の此黨お入りし者も悉く召出され遠島若くの追放に處せ
 られたりかくて勘解由屋重又令を傳へて町奴どもをもか
 たひしぎお召捕るべしとて先づ本郷お茶の水の宅へい
 りて大佛三太を捕へ來りて先頃十郎左衛門の耳鼻をそぎ
 しの何者の仕業なるやを尋ね問ふに始めのほどの更に白
 狀せざれば日々水火の責めにあけて拷問おおよびければ
 包みおほせすして遂に一々白狀せりそれより三太が一命
 をゆるして命代りに目明を仕ふまつれと言付しお三太怒
 ち變心してこれを承知し先づ頭領の義なればとて唐大權

六

兵衛の事を訴へけりこれよりと奥力同心大勢にて不時
 お唐犬が家に踏込み権兵衛の母妻子小者を捕へ権兵衛を
 尋ねるに今朝より外出していづれへ行きしや知らずとい
 ふ近隣の者に尋ねても同様の答へなりしかば是非に及ば
 ずとて人質のみ引連れて歸る路上野廣小路ふて三ふ向ふ
 よりまゐるの放駒四郎兵衛ありといふ捕手ら大お悦びて
 摺違ひさや同心兩人左右より分れて四郎兵衛へ掛るを四
 郎兵衛拳をため向ふさまに五六間突倒したりすの曲者
 よとて同心六七人にて取まくを左右の手に兩人づ、握み
 て四人まで投げ出そその間に折重り起上り十二人の同心
 上になり下になりて組合しが四郎兵衛十手にて助をつよ
 く突れ息絶ぬよわるところを取押へて遂に繩をぞ懸々に

七

なるそれより所々へ取手向ひて名代の男達を召捕りける
 中よも薩摩源五兵衛冥途小八佐野次郎左衛門あどが亂暴
 おの奥力同心手負ありて即座に死したるもあましとぞ權
 兵衛のその日箕輪へ所用あまて赴き母妻子の召捕られし
 を更よ知らず歸り来て家内を見れば町内より大勢番が附
 居りて隣家の者立ちかひて今日留守の間へ捕手來りて母
 妻子を引立られかく我々番を付られたりといふ權兵衛
 聞きて最早や是れまでの運命なり母妻子を生捕られ何の
 面目ありてまばらくも身を匿すべき是れよ直お中山殿
 へまゐるるまど馳出して直に勘解由の屋敷へいふまど今日
 詮議これありいとて捕手の方を差向けられしところそ
 の節遠方へまかま越したる留守れうちよて母妻子を召捕

八 何れい旨まかり歸り承りて是れまで參上仕つれを老る母
 何れ善惡をもわきまへず又婦女幼童の拙者のため身を
 くるしめいも近ごろ心外の至りにいへば一應証議のう
 へ拙者に仕置申付られ三人の者どもへは慈悲を以て早
 そくは赦免願ひ奉ると申述べければ勘解由開届けて願ひ
 にまかせ母妻子をゆるして權兵衛又暇乞させ住所へ歸り
 べしとて願て三人を引出して權兵衛又逢はせしに權兵衛
 場所柄のとゆる遠慮もおよぶあり長物語り未練めて聞
 ぐるし早々歸るべしと言ひければ三人ども答ふべき詞も
 なく立別れてぞ歸りけるこれより權兵衛を大勢にて取捲
 き勘解由の面前に引出して勘解由願ひれどはり母妻子と
 も赦しかへしよりさて詮議の一通り年來男達を業とい

八 として先達て水野十郎左衛門を手ごめあいたしたる義相違
 なきやと尋ぬるに權兵衛畏みては尋糸の趣きいかにも相
 違ひなきなりと答ふさらば早々牢舎申付けよとて直に傳馬
 町の牢へぞ送りけるかくて日數あるあり男達ども三十七
 人斬罪に處せられ是れにて江戸侠客といふもの斷絶せ
 しと云ふ

九 一古寫本お唐犬權兵衛の事を記していはく唐犬權兵衛
 ふだんもみ裏かへきのすそへり取り女郎あぶりのゆふ
 づらもれなり淺草橋にさらされ打首なりとありさる衣
 類を常に着しにや又た同書に放駒四郎兵衛の事を記
 してはなれ駒四郎兵衛風呂屋の二階よりかりい處を首

を切られ前へ首下りしを片手にて押へながら相手を切
 殺しし然れども七十三世命いさししとあり是の本傳と
 の異なれど又た水野十郎左衛門の事をバ水野十郎左衛
 門不作法のよし上聞死罪をみだめられ某家へ預け重
 々不作法の儀聞し召させられ切腹仰付らると記せり是
 の因みよ引さつ尚ほ長兵衛權兵衛等の事の諸書又見ゆ
 れども大あたい後人の偽作にて信けがたき事の多け
 れバ漏しぬ
 俗傳彼の白井權八を幡隨院長兵衛がかくまひて扶助せ
 しといふの大ある謬りなり權八長兵衛の同時代のもの
 にあらず權八の刑死の天和二年お在りて長兵衛の死せ
 し慶安三年より三十三年の後の事なり權八死罪中渡

しの文又據れば權八そのとき三十一歳とゆりされば長
 兵衛れ死せしは權八れ生れし年より二年前の事なり是
 れみてその妄なるを知るべし此の謬りを傳へし原の演
 戲より起れるにて演戲よていつも二人の事を合して
 仕組めるゆる世人いつとなくこれに眼慣れて遂も同時
 の者なりと思誤るにいされるなり抑も長兵衛の事を始
 めて狂言お仕組ましの安永八年おて正月森田座にて江
 戸名所縁會我と名題をつけ興行せしが此時長兵衛を中
 村仲藏(初代目)權八を團十郎(五代目)唐犬十右衛門を澤村
 長十郎玄のぶの惣太を尾上松助大磯の虎を小佐川常世
 なりしといふ是れ長兵衛と權八とを同時の者に仕組め
 る濫觴なり(此のとき狂言の世界の會我なりしゆゑ此の外

に工藤を團十郎朝比奈を仲藏鬼王と小藤太を團藏等が
 つとめしといふ此後天明八年四月中村座にて傾城吾妻
 鑑といふ名題にて仕組み白井權八を澤村宗十郎、傾城八
 重梅を中山富三郎、長兵衛女房おさち傾城花紫二役を嵐
 村次郎うづら權兵衛を助五郎放駒四郎兵衛箱根の畑右
 衛門二役を廣次、唐犬十右衛門藝子おそう二役を芳澤五
 郎市、本庄助市を破魔藏、幡院長兵衛を幸四郎にて鈴ヶ
 森の塙の此時始めて仕組出せしといふこれより文化十
 年九月森田座にて男一疋達引安賣といふ名題にて仕組
 み又同文化年中みり市村座にて權八長兵衛の事を演
 じはじめて寺西開心といふ者の事を作り出せり又森
 田座にて引ついで江戶紫流石男氣といふ名題にて

興行せしが此時權八を岩井半四郎(四代目)長兵衛を幸四
 郎(五代目)がつとめ男の中の男一匹といふ伎詞ある此
 時よりの始まりにて是の彼の長兵衛の辭世の歌に佛の
 中の佛なりけりとあるに據れるものありといふ(蔭膳据
 て云々の伎詞及び權八の丸又井の字の紋つきたる羽二
 重の小袖を着又長兵衛が合羽を肩お懸け肩輿の簾を
 掲げて出るなども此時より始まりとなり且つ此時の口
 上看板に去る享和三年八月中村座にて幡隨長兵衛精
 進俎板に故人松本幸四郎度々相勤めや幡隨長兵衛の
 役當時五代目松本幸四郎そのまゝに勤めよと錦紅一
 周忌追善おも相成可やといふと、め被下いへども幸四郎
 殊の外難有早速は受可仕は處親共忌日の六月廿七日よ

坐しゆゆる祥月もふくれれ上身分未熟云々と認めしと
 ぞ)尙ほ此後も度々興行せしがいつも長兵衛の事への權
 入をとり交へて仕組めるゆゑ遂に世人の惑ひを惹起そ
 にいされるなり
 又た長兵衛の狂言に必要らず寺西関心といふ者の事を
 仕組めり此の関心といふ即ち水野十郎左衛門の事を作れ
 るなれども其名を憚りてかくの作名せるなり決してか
 る人ありしにあらす

(をばり)

○淀屋辰五郎の實説 (九編の續稿)
 かくて辰五郎入半の後ち大坂町奉行より此旨江戸へ注進
 せしに祖父の幕府へ功あるものなれば万事寛典お從ふべ
 しと指揮ゆりければ謀判の罪するに依て死罪にも行ふべ
 きあるれども先祖の功お賞で、死をゆるし三ヶの津は構ひ
 にて退放とす渡し頓て八幡三百石の朱印地を召上げられ
 たり僅ふ二千兩の金のゆるにてかゝる富豪の一朝よして
 滅亡するのうさてきとなりとて當時人々が歎せしよししか
 くて檢使淀屋の家に赴き家屋地面家財のこらす沒收せし
 が今その所有品を列記せむに屋敷百間四方坪數にして一
 万坪家作三千八百坪四間に二十間の土藏四十八戸前あり
 珍寶のうち尤も名高き金の雞一つがひ一羽の目かた八

貫目づゝ(此雜淀屋滅亡の前夜々々土藏の中にて聲を發して
 鳴きしよし今に言傳へたり其妄亦た辨するを待たざれど
 も其名高き以て知るべし)金の小鳥十二羽一羽五匁より八百
 目まで珊瑚枝長さ三尺六寸貳分徽宗皇帝の筆鷹の畫東坡は
 筆竹の畫定家卿の式紙五枚小野道風筆は富士山の詩紫式
 部の物語本自筆正宗の刀脇差十三本義光宗近等の刀百六
 十七本堆朱の椀五十人前同益百枚金の碁器楠正成所持の
 鏡一面豊太閤の唐冠虎の皮二十五枚十間横の毛氈二十五
 枚等記とるに違ゆらず是れまで召使ひし下女三十四人下
 男八十七人手代番頭貳十餘人大坂よて田地二千石尼ヶ崎
 堺あて抱屋敷四ヶ所船十八艘等ゆりしといふかくて辰五
 郎と三ヶの津追放にて大坂を退出さるゝとき古き手代六

兵衛といふもの一人吾妻を伴ひ漸う千兩を持ち辰五郎に
 從ひ奈良へ赴き或る人をたのみて借屋し主従三人渡世も
 なく三四年を送れり寶永六年いさり辰五郎朱印地をゆ
 請けんとして小者一人を引つれ女房をバ奈良に置きたるま
 、江戸へ下りしが三都構ひの身なれば町家お居るの憚り
 ありとて某侯に屋敷内なる長屋を請受けてこれに住ひ玄
 かるべき縁を求めて幕府へ出願せんと思ふうち又一侯の
 留守居澁川某の取持にてその侯へ聞え上げ七年の間扶持
 米雜用を賜たり欠くる事もなくその日を送り時機を待ち
 ゐたりけり
 此ころ或る人辰五郎の寓居を訪ひしお辰五郎一の匣を
 取出して拙者追放となりしとき六兵衛といふ手代がと

さらきにて是れこそ大事の物なれとて父の代より諸方
 へ用立置きたる金銀の証文をのく一箱にとり纏めて拙
 者にあづけたり此度江戸へ下るにつきて若し用立つ
 義もやあらんとおもひ持参せりどて蓋を開きて見せよ
 る内に数千通の貸金証文ありて金高十八万兩と十五
 万兩とを一口づ、お用立し証文等ありふりとぞ
 ろくて辰五郎右の侯の手引をもて上野玄光院へたより上
 野より老中へ願ひの趣き申通せられしが、願ひの將
 軍家の法事等にて大赦の時に逢えざれば容易お聴とけ
 らるべきにあらねば時節を俟つべしとのとなりこれより
 辰五郎身をつゝしみ夏ハさいみ葛衣高島袴冬ハ絹小袖
 お蛇のさの袴をつけ竹の皮の草履めて江戸市中を歩行せ

り正徳五年四月十七日東照宮年忌にて大赦を行はれしと
 き辰五郎の願意のなひ老中辰五郎を召出して山城八幡に
 於て古來の田地山林三百石下さる、旨申達し即ち朱印を
 渡されたりのくて後辰五郎直に山城に赴き祖先の名を
 襲ひて岡本三郎右衛門とあらため八幡に居を卜して三百
 石を作り取りおて享保年中其身を終れりどぞ
 辰五郎死せし後ち引つゞきて吾妻も死せしが辰五郎に
 ハ男子なく一人の娘を吾妻の腹に設けたり家を繼ぐべ
 きものなきゆゑ京都の城代與力安藤久左衛門の次男文
 七郎といへるを養子として家を譲りしに文七郎身持
 放蕩にして家に在ると稀なりしが妻不義をしふりどて
 遂に之れを切害しその、ちの妻も迎へず居ふりしが寛保

元年伏見にて賭博の事より人を傷けしが終に官府に聞
えその黨の者と、もに三宅島へ流され是れにて淀屋の
家の終に斷絶せよといふ

○熊谷次郎直實の實説

世熊谷直實の平敦盛を討ちし後無常を觀して剃髮なり佛
門に入りしといふの謬りなり直實の剃髮の敦盛の事に關
しての故あらず別に由ありなりその建久三年直實久
下直光と地界を争ひけるを賴朝親からこれを裁決して詰
難數回におよびけるに直實性來訥辨よしして自から辨明そ
ると能はず大に怒りていへらく梶原景時直光を援け巧言
先づ入りぬるゆゑ我れを以て曲とせらるゝならんゝれ
バ證書も用なきなりとて証文を取て庭上に投げ棄て西侍
も出て刀を抜き鬘を斷り大に呼そりて吾れふた、び此所
に詣るまといひて遂に家にも還らず直に馬を馳せて西
の方へ走れり賴朝これ聞き惜しき勇士ありとて人を遣

して處々みて遮り留めけれども直實さらには聴かず京都を
 さして上りしが路にて専光に逢ひしに専光も亦たひたす
 ら諫めたれども是れも聴入れで遂に京都にいり新黒谷
 に赴き源空上人の弟子となり名を蓮生と改めけりあくて
 居ると數年にして鎌倉に來り頼朝に謁し自の専ら佛乘
 に歸せるよしを語れり兵法武藝の事を談するに及ての聞
 く者いづれも感歎せざるあし頼朝ねむるあ留めされど
 も聴かずして去れりと是れ直實の佛門入りし故なり決
 して敦盛の事に關してにあらず又た直實一の谷にて敦盛
 を斬りし後ちその首と青葉の笛とを敦盛の父經盛お送り
 しといふ事も世俗専ら言傳ふるところなれども此の事も
 甚だ疑ふべし東鑑その外諸實錄よひ此事を載せずたゞ源

平盛衰記にのみ記せりされバ大日本史おも事頗る疑ふべ
 しとて取られざりさざるを世に院本一谷嫩軍記あといふ
 もの行とれ此事を種として種々ある異説を附會せるゆゑ
 婦女童幼の感ふところなきにあらず殊に敦盛の代りに其
 子直家(小次郎)を斬りしなきといふに至ての妄も亦極ま
 れりといふべしされども是いたゞ奇を街ふまでのとあれ
 ども右の淨瑠璃中お平山季重の事を淫蕩の士の如くお作
 れるの心なき業にて平山季重の無双の勇士なるをあく
 ひたるの所謂正を以て邪となすの譏りをまぬかれず慎む
 べきとなり二郎直家の本傳の熊谷家譜東鑑源平盛衰記黒
 谷上人傳神皇正統記等に見えたれば今煩をはりて
 述べず右等の書に就て覽るべし

○油井正雪丸橋忠彌の實説 (九編の續稿)

正雪忠彌と懇意をむすびける後の事ありしが或るとき正
 雪忠彌の方へいたりて酒宴の餘り夜も更けされども歸る
 べき程も忘れて遊び居たりけるに雪の降りけるを見て忠
 彌言ひけるの貴殿今宵の心の甲冑をぬぎすてたまへ四方
 の梢まで皆な加勢ありけるぞやといひければ正雪聞きて
 名に對して雪を加勢とや御覽する吉左右かなと一入悦び
 けり是の忠彌正雪の心を引見んとてうくの言ひしあり此
 時正雪まゝ忠彌に問ひて貴殿の管槍にて何ぞの手柄や
 こそいはんといひけるを忠彌聞きて一人仕とせめば隨分
 の手柄おていといふを正雪急に忠彌が口をおさへ聲を玄
 づめて一人といいかゞと問ふに忠彌さゞんざ濱松の音は

といふて止みけり暫くありて忠彌正雪に向ひて奉公の御
 望みあるよりいなる家を望まれしやと云へば正雪日本
 六十餘州ゆれども駿府に過ぎざる所なし其き城地にて
 いと云へば忠彌我れらの江戸に過ぎたる所なしと思ふ
 りとぞいへけるいかさま御器量かなと言ひければ忠彌も
 天時勇士の望とやと褒めにけりそれより間もなく夜も
 明け、れば正雪も歸りけりかゝる事に托せて言ひより遠
 に一味しけるとあまかくて既に逆意の趣正雪の忠彌に通
 し忠彌の正雪に語りければ正雪いふやう一味連判の神文
 加ふべき輩も多しされども人を引入れむに才ある者の偽
 る多く鈍ある者の働きに疎し働かぬ疎くての語るも何の
 益あらん其間こそ思慮あるべきとなれ先づ何事を思ひ

立つべきおも金子乏しくての成就しがたしといひければ
 忠彌いとく爰お金井半兵衛といふ者あり飽くまで金銀よ
 富めりこれをかたらはばやといひければいささらばとて
 或る日半兵衛を正雪の方お招き終日馳走を尽しさて何た
 りの人をえりぞけて半兵衛を兩人の間へ狭み忠彌はひけ
 る由井正雪事いひ思召やらん表向の浪人のやうなれ
 ども某候の御扶持を蒙るといひよき後立なり浪人の誰れ
 かの望の絶ゆべき若し御心を合せらるゝいひよといひ
 けるに半兵衛もさそがの者よて始めより此体を察しけれ
 ば拒むの風情もなく只だ打うなづいてありければ兩人大
 よ悦びてさらばとて神文を差出しければ半兵衛やがて一
 國一城の主金井半兵衛と書きて判形も血判を加へ押たり

けるゝくて兩人思ひけるの本意を達せんとするふの先づ
 智謀の勇士を集めてこそ自から成就すべきとなれされば
 諸國に在る浪人をもを驅せ催さばやと考へを定めそれよ
 り遠國へ出趣きしがわざと目に立ざる装ひよ仕立て互ひ
 に其年を越えて歸りけるが何國あていあるものを勤め
 入らりともし知れず兩人連判状を互ひに見合ひこれを懐中
 に納め立別れけるとぞ其中尤も聞えし佐原十兵衛長
 山兵左衛門といふ者なり是れらをして連判状よ一國一城
 の主とぞしるしけるとぞ又た繪師彦兵衛といふものをす
 め入ける手續の初め正雪此彦兵衛又命して駿州久能
 山の要害を畫のせけるに彦兵衛何となく物語りの次にい
 ふやう畫に習ひあると我れ二十三年の春秋を磨き筆法

漸う片端を覺えたり武將にて甲斐の信玄越後の謙信等
 どの世の専ら尊む人なれども其肖像を畫くに朝夷名等
 と同じ筆勢にてよろしくと思はる聖賢武將のいすれも其
 相備とるとあれどもこれを畫く者の工夫の十人が九人よ
 でいなし卒爾の事ながら貴殿の極めて武將たるべき相の
 顯れありかくやすが違へあば我が一生の名折と思召し
 へ天晴さのもしく存しありといふを正雪つくく聞き
 て誠に足下の見立ものかな我がために門出よき事をいし
 くもやすされたりさらば語りいんとて彼の楠の系圖旗等
 を見せける彦兵衛横手を打ちてさてこそ我が詞の違さ
 りけれとて悦びけるそのち正雪旗だけに切りたる羽二
 重白絹などを取出し密に頼みて菊氷の絞をか・せたる

よし其の旗の上にいづれも淺間大菩薩と名號をした、
 めけるとなりさればいつとなく彦兵衛も一味の者どあり
 しといふこゝに忠彌の母いつしか其子の逆意あるを悟
 りしかバ事お托して時々訓誡をも加へけれども露聽入る
 べき風情もなればこれを憂へて遂に病ひにかゝりける
 が或る夜涙をそゝぎて忠彌にひひけるの汝もさる者の子
 なり誰れか武士の望みのあるまとき筋やゆる一命をすて
 、子孫の榮えを冀ふの常の習ひなりさりながら今徳川
 氏盛りに榮え威勢尤も熾んなりまかるをたどへ身お少し
 の武術あり又た智謀ありとも中々滅さんとの思ひもよ
 らずその沙汰世上に聞ゆる前に早々思ひどまり居
 へと異見しけるに忠彌たゞ差うつむきて物をいはず居

りけるを母の押かへして我れも汝を婉みさる母なり時を
 知らぬの智にかけたり物にせかるゝの勇にそむけり況し
 て母が教へを用おぬ法やあると或ひの怒り或ひの嘆き膝
 をすゝめ手をとりて思ひどまりまれどぞなげさけるされど
 も忠彌もかゝる事を思ひ立つほどの者なれば更らに聽入
 れずゝゝ何となく打過ぎけりまかるに忠彌の妻いかな
 るもの、娘なるを知らざれども早くより夫の心に組みし
 大望の一日も早く成らんとを祈りしが或るとき忠彌妻に
 いひけるのかく思ひ立ちし後の片時も安き心なく昨日と
 暮し今日と送りて早や三四年の歲月を徒に費せりされど
 も何條仕損ずべき謂れなし然しながら運の天に在りもし
 今日にも漏聞えんときははいかゞ思ひいぞ聞きおきたしと

いひければ妻答へてされば初めのはどの胸とやろき心憂
き事におもひしが早や中くくに覺悟極め侍りぬ古よりの
烈婦を指折り數へて見るに凡そ百人に過ぎず時降り世お
くる、といへども君の妻さるほどの種さにか糸で心得居
り侍ればかまへて御心遣ひあるべからずといひしかば忠
彌も大に心を安トける

忠彌に二人の男子ありて兄を龜之助といひ弟を辰之助
といふ此時十五歳と五歳ふなりしといふ又一説に兩人
の子の加藤市右衛門といふもの、子なるを忠彌貫ひう
けて養育せしなりとぞ
かくて正雪ひそかに駿府へ赴き先づ志すところの城郭な
れバ淺間山に登りて東西の手配南北の引道をとくと見濟

してさて心のうちに巧みけるのもし此の市中に火を放た
バ加番のいづれも大手へ詰むるの掌をさそが如し然ると
きは加番の小屋へ押入り諸道具を奪ひとり跡へ火をかけ
直に久能へ乗入り兵を以て堅めなば是れ万全の策なりと
思ひけるが兵糧の用意こそ軍陣の專一あれいかゞそべきと思
ひしが屹度思ひ出しけるやう足洗村の半左衛門といふ百
姓こそ音に聞えさる大富者なればこれをそかして見ばや
どかもひ同村へ訪ひいさり案内を乞ひけるに半左衛門大に
悦び招き入れて種々饗應しける宴酣なるあおよびて賤し
き者の金銀こそめづるものなれと思ひければ黄金一枚取
出し是の某侯より拜領せり家の飾りおもなるべしとて贈
りけり半左衛門賞でよろこびて妻子を呼び集めて示しけ

延命院住持

日道

亥四十

右之者儀一寺住職たる身分をも不顧淫欲を恣にし源太郎
 郎妹又ハ大奥部屋方下女ころと及密通其外屋形向相勤
 以女兩三人ハ艶書を送り右之女參詣の節遂密會或ハ
 通夜など、中成寺内へ爲致止宿殊にころ懷妊之由承り
 墮胎の藥を用ひ惣て破戒無愆之所行にハ其上寺内作事
 之儀奉行所之ヲ立以迄を引違勝手之、に建直し以事共
 重々不屈の至りに付死罪申付之

右延命院納所

柳全

同六十六

此者儀延命院所化よて女犯不相成身分に罷在ながら新
 吉原五十軒道清太郎母りせと致密通及女犯ハ段不屈に
 付晒の上觸頭ハ相渡寺法の通り可取計旨ヲ渡引渡し遣
 す

立花左近將監家來

平田久太郎伯母

初瀬事

あを

尾張殿與若年寄
 元相勤以
 其方儀屋形向奥奉公相勤以節延命院日道とヤす所化ハ
 艶書を通し其後延命院ハ罷越通夜致以旨ヲ成日道と密
 會に及び殊に書付を以て相尋以節一旦ヲ陳以段不埒之

至いたりよひ依これによつて之なが永く押おし込こめ付る

靈岸島長崎町和助店

西にし丸まる大おほ奥おく

喜平次妹

梅うめ村むら下げ女ぢよ

ころ

其方儀大奥部屋方下女奉公相勤い儀だ大おほ奥おく部へ屋や方た下げ女ぢよ奉ほう公こう相さう勤きん儀ぎ節せつ延命院日道と密會ひ延えん命めい院いん日にち道だうとひそ密みつ會かい

一橋殿用人

井上藤十郎妹

はな

紀伊殿家來書院番

石川千右衛門姉

由井

一ツ橋殿奥相勤いツつ橋はし殿どの奥おく相さう勤きん儀ぎ

其方儀屋形向奥奉公云々押込

谷中善光寺門前

家持源太郎妹

きん

其方儀延命院日道と云々押込

西丸御錠口

梅うめむむら

其方儀勤柄之儀にい處ところ谷中延命院に祈禱相頼度文通い及およびい迄までに相聞云々相慎可罷在い

西丸吳服の間

世野

此奉公相勤い身み分ぶんに有間敷不愼之儀共相聞い旨ね内ない意い達たつし

十四

病氣にて引込申奉公御免相願ひは、願の通り御免可被成

新吉原五十軒道

次右衛門店武右衛門方に居

清太郎母

りせ

右三十日押込

中奥御番

水野左近娘

あい

西丸奥醫師

山添照養院娘

せい

右銘々親へ口達御暇の上被仰付方有之

通鹽町勘七店

傳右衛門母

つて

大傳馬町武右衛門店

和太郎妹

くに

牛込中里村六右衛門方に居

勘七姉

くま

一十四

右屹度叱り
尙は右の外にも二三人はと罰を蒙りしものありしといふ

○忠臣藏の實説

八段目 九段目 十段目

山城國山科なる西の山村に進藤源四郎の先祖の舊地あり
淺野家斷絶の後ち源四郎の舊知をたよりて此地に來り住
せりまかるに大石内藏助の赤穂城明渡しの後尙ほ同地よ
とまり領分の帳面を引わたし居るうち種貸未進の農夫
ら一揆を企て争闘におよびければこゝを鎮撫し頓て穩み
なりけるを見てさらばとて船にて大坂へ赴き同志の寓居
を訪ひまばし日を経たりしが難波のよしあしむづかし
く思ひ都の内の人目つ、ましとて進藤源四郎は縁をもと
めて山科おて宅地を買ひ身を托するに計をなしりて、
に於て赤穂の浪士傳へ聞き訪ひ來りいづれも誓紙を以

く復讐の志を告げにけり忠魂義膽のもの或ひは名聞利慾
 のものこれかれ凡そ百十餘人有りまかるに或る日一人の
 男來りて大石の屋敷の邊り又ある名高き稻荷塚といふに
 詣うで内藏助の行跡をさづね且つ浪人の出入を問へり源
 四郎これを怪み内藏助にかくと告ぐそのころの噂に仇
 家の間者京都に來り商人に身をやつし洛中洛外を徘徊し
 て赤穂浪人のありさまを窺ふと専らいひ合へり内藏助こ
 のよしを聞きその心をゆるめんとて故と家を造るゝ京都
 より名ある大工を呼びよせ普請を美々しくおへ二百金
 の田地をもとめ専ら老後の樂地をあし且つ子孫の後榮を
 とかるやうにむてなしけり又た京都は島原伏見の搦
 木町等の遊女屋へ通ひ身の放蕩いはんあなく果に道

路に酔倒れなせしてほらゆるたせけを尽したまければ
 のころの人の口ずさみにあかほでわるうてあとう浪人大
 石かるく張ぬき石とて踊り歌の文句にまでせしといへり
 江戸よりの忍び目附どもさてい赤穂浪人に用立つべき人
 も見えすどて各々關東へ歸りけるとなり
 今八段目九段目十段目の事實の有無を左に辨すべし
 八段目道行の段九段目山科の段 本文に記せる如く内
 藏助山科に住居せしは實事なりされども加古川本藏即
 ち實名梶川與三兵衛が此所へ尋ね來り死するといふの
 例の虚説なり與三兵衛の内匠頭刃傷の際即坐に組とめ
 しを神妙のいたりありとて幕府より知行五百石を加へ
 られしやどありいかで内藏助へ罪を謝せむふめ山科等

へ赴き無用の死と取るべきやその女を主税(即ち力彌)よ
 結婚させしと並に戸無瀬などいふもの、事の固より根
 無し説なり是れ皆な浄瑠璃作者が異事を造り出して人
 目を娛ましめんを務むるに出でしあり
 小浪戸無瀬といふ名の加古川といふ苗字より思起し
 て縁あるものを以て作り設けしにて又お石といふ名
 もその夫の氏を大星となしその實稱大石を片取りて
 つけしなり浄瑠璃おなか、る名多し
 十段目天川屋の段 天川屋儀兵衛とい即ち天野屋利兵
 衛の事なり利兵衛の實傳の六編に記せるが如しこれを
 種として作者が附會せしなり

○曾我十郎五郎の實説

曾我十郎名を祐成といひ小字を一万と呼べり五郎名を時
 致といひ小字を篁王と呼べりともに伊東祐親の孫あり父
 河津祐泰故ありて従祖父工藤祐經のため殺されたり(祐
 泰尊卑分脈にの祐道に作れり今の東鑑に從ふ)時又一万五
 歳篁王三歳なり其母祐泰の屍をいだきて泣のなしみ思ひ
 れあまりに兩人れ子を搔撫ていひけるの腹のうちある子
 だよも母のいふとをバ聞き知るものを況して汝ら己に五
 歳と三歳になるぞのし十四五歳にもならバ親の讎を討て
 妾に見せよと嘆きければ一万死したる父の貌を熱々と見
 て涙をおさへいつかおとあしくあり父の敵の首きりて人
 々に見せまゐらせんとぞいひける後ち母ゆるりて曾我

祐信の方へ再縁せしむる兄弟もども引取られ祐信の
 めも鞠はれぬ年稍や長ずるにおよびて父の事を少しも忘
 れずいつのり我れら二十もあり父を殺せし工藤とやら
 んを討ちとり母の心を慰め亡父の思ひとも晴さんどて荷
 初の戯れにも刀撃つ業をもて遊びとせり或るとき一万弓
 挽きて屏障を射しを見て管王いひける父の仇を討たむ
 になど弓を用ゐめやとて自ゐら木太刀をとりてこれを二
 ツ三ツ打て遂に打くだきけり又た九月十三日の夜月の隈
 なく照らそ庭内み出て遊びけるが五羽の雁の羽を連ねて
 虚空を飛び行くを見て一万あれ御覽せよ箱王の雲井の
 雁のいづくをさしての飛ぶらん一羽も離れぬ中のうらや
 ましさよどぬふを箱王聞きて何のさほごに羨むべきた

己のが友を伴ひて歸るなりといふ一万さにならずい
 づれも同じ鳥ならば鴨をも鷺をも連れよかしさるに空飛
 ぶ鳥も己れが友ばかりあり今五羽あるの一羽の父鳥一羽
 の母鳥残る三羽とその子にぞあるらん和殿の弟我れの兄
 母の眞の母なれども曾我の眞の父あらで戀ひしど
 かもふその人の今の世におはさぬも是れ皆な敵のわざを
 かしとて泣けり兄弟かくの如く思ひを焦し心を勞し復讐
 の念のまだ一日も解らざりさかくて一万十二歳箱王九歳
 となりけるとき的事なりしが一日鎌倉に於て源頼朝群下
 に向ひて保元の戦ふ爲義斬られ平治の亂に義朝長田に討
 たれしより以降驕りし平家を悉く滅して兵馬を心のま、
 にすると我が先祖よ於ての頼朝お勝る果報者あらじとあ

りければ一同にさんいど答へけりこ、に工藤祐經進み出
 てやけるの仰の如く四海静まり何處も波風起たざるとこ
 ろに間近き御膝の下に於きて幼くいへども末の御雛とな
 るべき者こそ二人いへといひければ頼朝氣色を損してそ
 の何者ぞとあるに祐經承りて先年斫られし伊藤祐親の孫
 二人父阿津にかくれ今に繼父會我祐信が許お育これ居る
 なり此二人成長の後御敵とやあまいべのらん又えうある
 者よて候といひければ頼朝不思議なり祐信日ごろの隨分
 心安き者に思ひつるお末れ敵を養ひ置く心得ずとて坐
 中に在りける梶原景季を呼びて汝曾我又赴きぬそぎ二人
 を引具してまゐれよ若し異議におよば即坐お首を刎て
 歸るべしと命あり景季畏とて直に會我へいたり祐信の館

へ案内して會我殿や在ます君の御使に景季参りたりとい
 はせければ祐信何事やらんといそぎ對面して思ひよらざ
 る御入めづらしといひければ景季も暫く答禮してさんい
 ぬ使にまゐりたりといふばかりおて流石に言出さずあり
 しがや、あまて御爲めにゆ、しからざる仰せを蒙りて參
 て候事のゆゑの故伊藤の、孫殿原養育のよし君に聞
 及ばれ頼朝が末の雛なりいそぎ具してまゐるべしとの命
 を蒙りていといひければ祐信まばし涕にくれけるがや、
 あまて仰せの趣違背すすべきあならず連れてまゐるべ
 しさりあがら此事渠らの母又申んとて兄弟の母お向ひ
 て亡よし伊藤が孫とて二人の幼き者どもをまゐらせよと
 て御使に梶原殿の來られりといひければ母聞あへず大

又驚きてア十悲しや是のなにと成り行く世の中ぞや夢と
 も又現とも覺えず實に夢ならバ覺る現も有りなまし愛さ
 身の上のかなしさよとて頼て二人の兄弟を呼寄せていか
 にや汝ら細かに聴け祖父伊藤どの、鎌倉殿に情あくあふりし
 ゆゑにその孫とて汝らをめさる、ぞや汝らの先祖東國に
 於て誰よか劣るべき鎌倉殿の前なりとも恐る、となく最
 期のをりあひ別て臆する色あるべからずと口にはけなげ
 に言へども涙にこそ咽びけれ景季母に向ひては名殘當
 然どの存トいへども思ひの尽くべきにもあらず疾くく
 と促してやがて引離し二人の兄弟を率て祐信もろとも夜
 に入りて鎌倉へ着きにけり翌朝景季頼朝の前より出て昨夕
 二人の兄弟を召具して母や祐信の嘆き述ぶるに詞なし

悲しき事をこそ見ていひつれ同ト仰を蒙るとも戦場にし
 て一命を果しいはん事の數ども存せざれども斯やう
 なる難儀に遭ひぬる事いはず恐れ多くいへども幼き者
 共の事にていへバ決斷のほど景季には預けいへしと請
 ひければ汝がやすどころ道理どの思へども伊藤祐親が情
 なく我れにゆたりしとを聞きつらん三歳の愛子を失はれ
 し上ふ妻をさへ取返され嘆きの上に耻を取りぬ剩へ頼朝
 を討たんとせし恨えの遣る方なしされバ渠らが末のいの
 なる者にても生置んどの思はず急ぎ首刎て亡き子の靈
 を慰むべしとあまければ景季黙然として返す詞もなく扣
 居たりけり時ふ和田義盛進と出て曾我の祐信の養子とも
 誅せらるゝとのいよしを承はりつるがゆはれ某しに預け

聴^きわ^けら^るべ^き氣^け色^{しき}も^なし^此日^ひ富^{たけ}山^{やま}重^{しげ}忠^{ただ}外^{ほか}に^あり^ける^が
 此^こ事^じを^き聞^きい^そぎ^伺候^{こう}し^て伊^い藤^{とう}が^ま孫^{まご}ど^もに^あま^だ幼^こく^ひへ
 成^{せい}人^{じん}の^ほど^重忠^{ただ}に^あん^た預^あけ^るべ^しと^おあ^じく^請ひ^ける
 頼^{より}朝^{あさ}汝^にの^願ひ^あれ^ども^此事^じの^みに^聴き^がた^しと^ある^を
 重^{しげ}忠^{ただ}か^さね^ては^詞を^かへ^すと^恐れ^多く^いへ^ども^渠ら^成人^{じん}
 の^後ち^いの^{なる}振^{ふる}舞^{まい}に^たと^も重^{しげ}忠^{ただ}身^みに^引受^うけ^て取^と捌^さき
 中^{ちゆう}す^べし^渠ら^いの^敵の^未なる^との^中に^まで^なし^され^ども
 大^{だい}お^こそ^計ら^ひた^まふ^べけ^れ辱^{かたじ}け^なく^も重^{しげ}忠^{ただ}君^{きみ}の^恩遇^{おんぐ}を
 蒙^{もう}り^顯榮^{えい}に^誇る^と餘^よの^人に^超え^{たり}さ^れば^重忠^{ただ}が^請願^{ごんがん}何^{なに}
 事^{こと}も^かな^ふべ^しと^人々^{ひと}存^{ぞん}ず^ると^ころ^には^允さ^れな^くば^命
 活^いき^ても^無益^{やく}な^り早^{はや}く^前に^て首^{くび}を^めさ^れい^へそ^れか^な
 は^ずば^自害^{がい}仕^るべ^しと^切に^諫め^けれ^ば頼^{より}朝^{あさ}遂^{つひ}に^これ^を納^い
 れ^てさ^らば^此の^ども^救け^いへ^かし^とあ^りけ^れば^重忠^{ただ}い
 そ^ぎ人^{ひと}も^て祐^{すけ}信^{のぶ}の^許へ^幼き^人々^の事^{こと}漸^{やうや}ら^まて^重忠^{ただ}請^こひ^受
 け^たり^速に^曾我^がへ^歸ら^るべ^しと^言ひ^送り^けれ^ば祐^{すけ}信^{のぶ}喜^{よろこ}び
 極^{たぎ}り^て言^いふ^術も^忘れ^たり^畏り^ぬと^答へ^てそ^の日^ひ兄^{あに}弟^{てい}を^率
 て^曾我^がへ^ぞ歸^{かへ}り^ける

(以下十一編にかゝる)

活^いき^ても^無益^{やく}な^り早^{はや}く^前に^て首^{くび}を^めさ^れい^へそ^れか^な
 は^ずば^自害^{がい}仕^るべ^しと^切に^諫め^けれ^ば頼^{より}朝^{あさ}遂^{つひ}に^これ^を納^い
 れ^てさ^らば^此の^ども^救け^いへ^かし^とあ^りけ^れば^重忠^{ただ}い
 そ^ぎ人^{ひと}も^て祐^{すけ}信^{のぶ}の^許へ^幼き^人々^の事^{こと}漸^{やうや}ら^まて^重忠^{ただ}請^こひ^受
 け^たり^速に^曾我^がへ^歸ら^るべ^しと^言ひ^送り^けれ^ば祐^{すけ}信^{のぶ}喜^{よろこ}び
 極^{たぎ}り^て言^いふ^術も^忘れ^たり^畏り^ぬと^答へ^てそ^の日^ひ兄^{あに}弟^{てい}を^率
 て^曾我^がへ^ぞ歸^{かへ}り^ける

明治十四年三月十七日御届

(十五錢)

同 年十二月十五日發行

編輯人

新潟縣平民

松

村

操

神田區佐久間町
二丁目十一番地

出版人

東京府平民

望

月

誠

京橋區南鍋町
一丁目七番地

發兌元

東京南鍋町一丁目七番地

兔

屋

誠

大阪唐物町三丁目五番地

同

支

店

大賣捌所

東京三島町

山

中

衛

市

兵

衛

011102
明治十四年三月十七日御届

Tokio

Toshu-Kan

